

## 第4 サウナ設備

(参考 平15. 8. 6付 火災予防技術情報第27号「サウナ設備設置基準」)

### 1 電気サウナ設備

構造及び設置要領は次によること。

#### (1) 構造等

- ア サウナ放熱器は、壁、床等に堅固に固定すること。
- イ サウナ室には、異常に温度上昇したときに自動的に電源を遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。
- ウ 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね3分の2以上の位置に取り付けること。
- エ ファンを用いるサウナ放熱器の場合は、ファン停止の際に熱源の電源を遮断することができる装置を設けること。
- オ サウナ放熱器には容易に人が触れることができないような囲い、柵等を設けること。

#### (2) サウナ設備の設置要領（離隔距離等）

- ア 対流型放熱器の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等及び周辺の仕上げは第4-1図に示すとおりとすること。
- イ 遠赤外線放射装置の場合、天井、壁、床、椅子等との離隔距離等、周辺の仕上げについては第4-3図に示すとおりとすること。
- ウ サウナ放熱器の周囲には第4-3図に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
- エ 対流型放熱器及び対流・遠赤外線放射併用型装置の対流方向のサウナ室の天井部分には、対流熱を有効に拡散できる防熱板（金属または不燃材料による）を天井面から15cm以上離して設けること。なお、当該防熱板は対流型放熱器又は対流・遠赤外線放射併用型装置の平面外形の寸法以上のものとする。
- オ 第4-1図、第4-2図に規定する離隔距離等又は仕上げによらないもの、対流・遠赤外線放射併用型装置及びその他の放熱器については国際電気規格（60335-2-53）に準拠した試験によるデータを、火気使用設備の設置届出書を届出の際に添付すること。
- カ 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを火気使用設備の設置届出書に添付すること。
- キ サウナ放熱器を壁をはさんで背中合わせに設置する場合は、第4-1図、第4-2図の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げること。

(3) サウナ室内の電気配線

ア 電線は次のいずれかによること。

(ア) MIケーブル

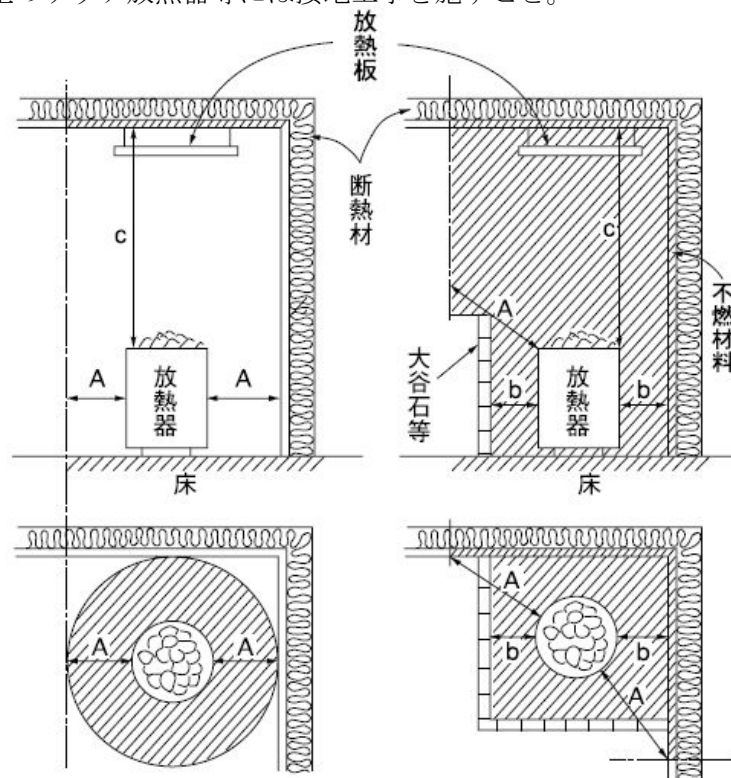
(イ) ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線

(ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線

イ 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート、モルタル等で1cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。

ウ サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏えい電流を有効に感知する装置を設けること。

エ サウナ室のサウナ放熱器等には接地工事を施すこと。



第4-1図 対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ

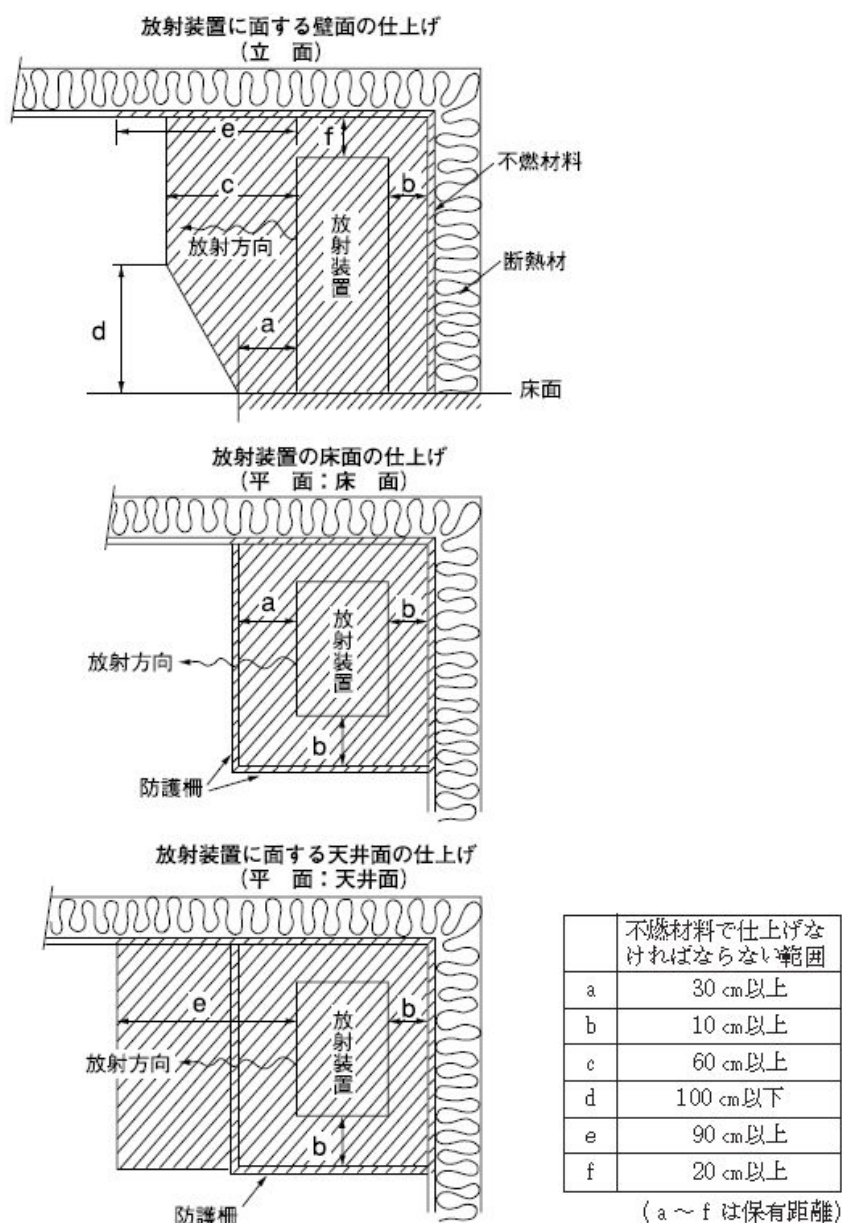
第4-2表

離隔距離等	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下
A	25 cm 以上	50 cm 以上	100 cm 以上
b	10 cm 以上	20 cm 以上	
c	100 cm 以上		

(Aは離隔距離, bおよびcは離隔距離)

※ 斜線部分の天井，壁及び床は，天井面にあつてはロックウールの吸音板，壁面にあつては耐火石，床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

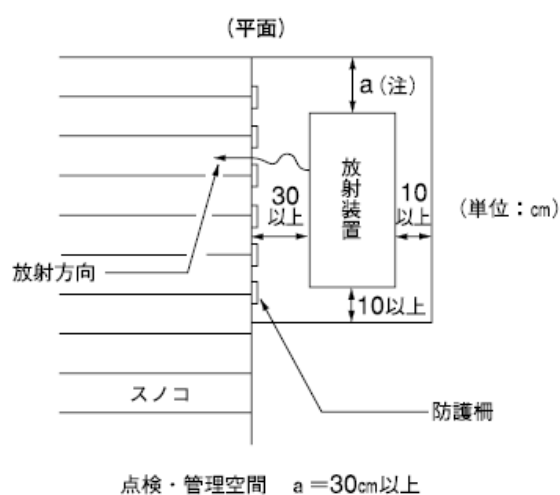
また，断熱材にあつては，有効に遮熱できる不燃材料とし，厚さ25mm以上で密度24kg/m<sup>3</sup>以上のロックウール，グラスウール等とすること。



※ 斜線部分の天井，壁及び床は，天井面にあつてはロックウールの吸音板，壁面にあつては耐火石，床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また，断熱材にあつては，有効に遮熱できる不燃材料とし，厚さ25mm以上で密度24kg/m<sup>3</sup>以上のロックウール，グラスウール等とすること。

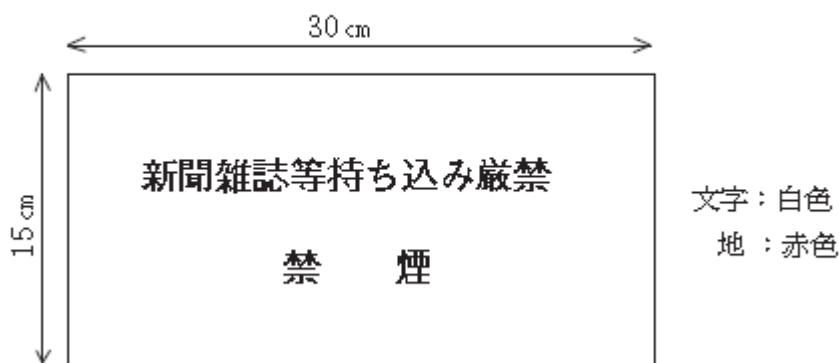
第4-3図 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ



※ 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

第4-4図 点検・管理空間（平面図）

(4) サウナ室の出入口などの見やすい位置に、第4-5図に示す標識を掲示すること。



第4-5図

## 2 ガスサウナ設備

構造及び設置要領は次によること。

### (1) 構造

ア ガス遠赤外線放射装置は、一定の安全性が確認されたものを使用すること。

イ 遠赤外線放射装置

(ア) 遠赤外線放射装置は床面に堅固に固定すること。

(イ) 放射管は耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ燃焼排ガスがサウナ室内に漏れない構造であること。

(ウ) 燃焼排ガスは、排気筒により有効に屋外に排出すること。

(エ) 遠赤外線放射装置からの放射方向には、不燃材料による防護柵を設けること。

#### ウ 燃焼制御装置

- (ア) 燃焼制御装置は機械室の床面に堅固に固定することとし、サウナ室に設置しないこと。
- (イ) 燃焼装置が密閉型の場合は、点火する前に燃焼室の4倍以上の空気量で当該室内の空気の置換を行うこと。
- (ウ) ガスの遮断弁は最高使用圧力に十分耐え得る構造のものとし、これを二重に設置すること。
- (エ) 燃焼装置には、疑似信号などによる誤動作の起こらない火炎検知器を設け、火が消えた場合に自動的にガスを遮断する構造であること。
- (オ) サウナ室の温度が異常に上昇したときに自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には温度ヒューズが組み込まれていること。
- (カ) 温度調節器及び温度過昇防止器は、サウナ室の床から天井までの高さの概ね3分の2以上の位置に取り付けること。
- (キ) 燃焼に必要な空気はサウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチなどによって検出された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

#### エ 機械室

- (ア) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、梁または屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法施行令第109条第1項に定める防火戸をいう）を設けた場所を機械室とすること。
  - (イ) 機械室の空気取り入れ口は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼空気が有効に得られる位置に設けられる場合にあつてはこの限りではない。
  - (ウ) 燃焼用空気取り入れ口は、強制排気式の場合にあつては排気筒断面積以上の面積とすること。
- (2) 設置要領（離隔距離等）
- ア 遠赤外線放射装置と、天井及び壁、床、椅子等との離隔距離等は第4－6図に示すとおりとすること。
  - イ 遠赤外線放射装置周辺の天井、壁及び床の仕上げは、第4－7図に示すとおりとすること。
  - ウ 遠赤外線放射装置の周囲には図2に示すとおり、点検・管理のための空間を確保すること。
  - エ 給排気管のサウナ室貫通部分は、その面積を1,500cm<sup>2</sup>以下とし、有効に防火区画すること。
  - オ ガス遠赤外線放射装置を壁をはさみ背中合わせに設置する場合は、第4－6図の斜線部分の壁のうち、背中合わせとなる壁を、下地を含め不燃材料で仕上げること。

(3) サウナ室内の電気配線

ア 電線は次のいずれかによること。

(ア) MIケーブル

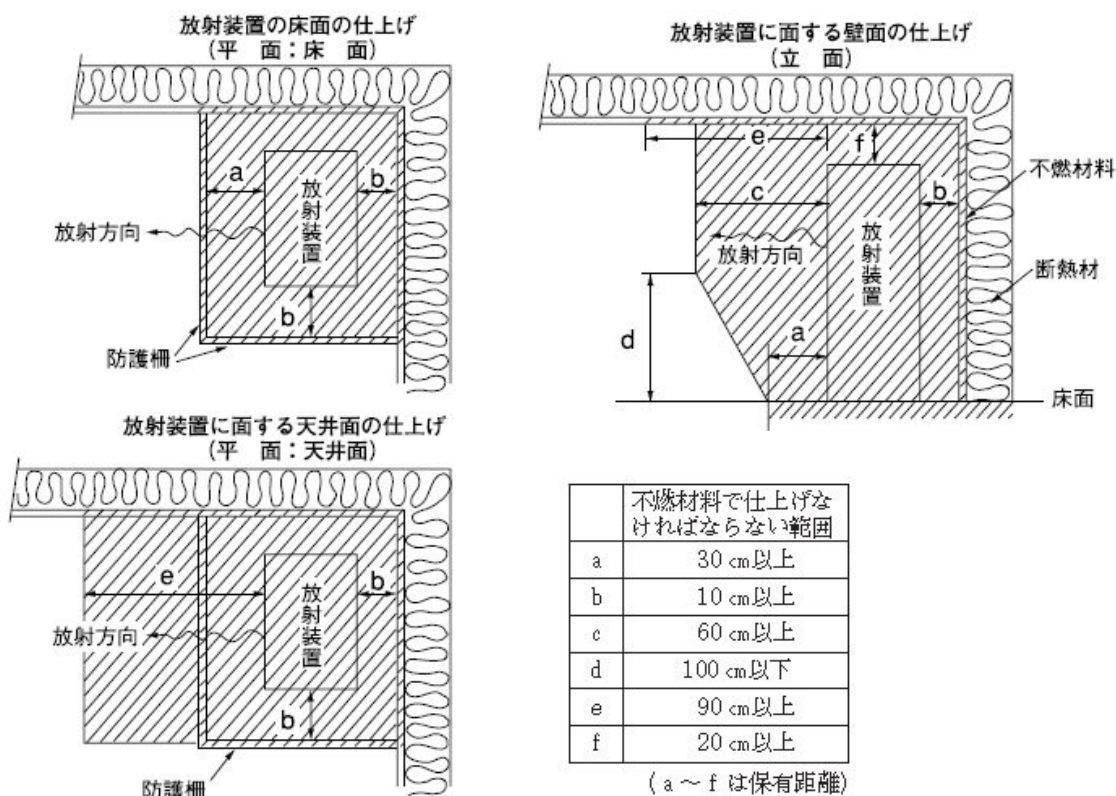
(イ) ケイ素ゴム絶縁ガラス編み組電線

(ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線。

イ 配線はMIケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で1 cm以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した個所に敷設する場合はこの限りではない。

ウ サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏えい電流を有効に感知する装置を設けること。

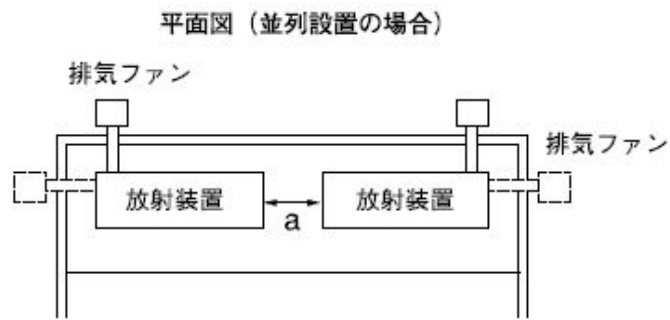
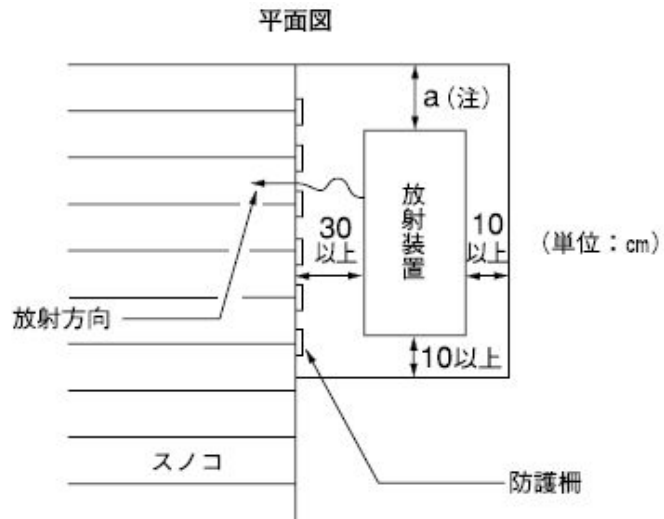
エ サウナ室の遠赤外線放射装置等には接地工事を施すこと。



※ 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25 mm以上で密度24kg/m<sup>3</sup>以上のロックウール、グラスウール等とすること。

第4-6図 遠赤外線放射装置の離隔距離等及び周辺の仕上げ



点検・管理空間  $a = 30\text{cm}$ 以上

※ 両側面及び背面の3面が壁に囲まれた場所に遠赤外線放射装置を設置する場合は、どちらか一方の側面に点検・管理空間を確保すること。

第4-7図 点検・管理空間